

## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

近年において、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきています。

大規模災害が発生し、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の各分野の基盤として先立って実施しなければならず、そのためにも早期の事前復興まちづくり計画の策定が求められます。

また、人口減少や少子・超高齢社会等の社会情勢を踏まえると、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておく必要があります。

国土交通省は、地方公共団体における復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点を当てた、事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定しました。一方、地方公共団体による復興まちづくりのための事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられますが、復興体制や復興手順の検討にとどまっているのが現状です。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うためには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要です。

よって、政府は、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定に対して、防災・安全交付金による財政的支援や技術的助言等を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

国土交通大臣